

**川口市立高等学校 令和８年度入学生徒の修学旅行の企画・提案及び実施に係る
プロポーザル（企画提案型コンペ）実施要項**

1 事業名

川口市立高等学校 令和８年度入学生徒の修学旅行の企画提案及び実施業務

2 業務内容

別紙「川口市立高等学校 令和８年度入学生徒の修学旅行仕様書」に基づく修学旅行全般の企画提案及び実施業務

3 参加要件及び資格

本業務のプロポーザル参加資格（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 埼玉県内に本社または支店もしくは事業所を有し、法人格を有していること。
- (2) 「地方自治法施行令第１６７条の４第１項」に基づき、次の①から③の事項に該当しないこと。
 - ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号」に掲げる者
- (3) 「地方自治法施行令第１６７条の５第１項、第１６７条の１１第２項」に基づき、川口市又は埼玉県物品等競争入札参加資格を有する者で、令和７年度川口市又は埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者とする。
- (4) 「川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定」又は「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」「埼玉県の契約に係る入札参加停止等審査会要綱」及び「『埼玉県の契約に係る入札参加指名停止等の措置要綱』の運用基準」により資格停止措置を受けている期間中である者又は同規定に定める資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 「川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定」による指名除外措置の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 会社法（平成１７年法律第８６号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

- (10) 「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条」の規定に基づき、障がい者の権利利益を侵害しないための十分な配慮を持って業務を遂行できる者であること。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (13) 本業務及び類似する業務（修学旅行やスポーツ関連宿泊研修等）を1年以上営んでおり、国や自治体等における業務実績があること。

4 業者向け説明会

当事業の業務委託に係るプロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり業者向け説明会を実施する。参加に当たり、事前の申込みは不要とする。説明会への参加人数は、1者当たり4名以内とする。

なお、プロポーザルへの参加に当たり、説明会への参加の可否は問わないものとする。

- (1) 日時
令和7年11月4日（火） 午前10時から
- (2) 場所
本校1階ヘリテイジルーム

5 募集要項等の配付

- (1) 配付期間
令和7年10月27日（月）～11月10日（月）
- (2) 配付方法
募集要領等は、本校ホームページからダウンロードするものとする。
ホームページURL <https://kawaguchicity-hs.ed.jp>

6 業務の内容等についての質問の受付及び回答

本業務の内容に関する質問がある場合は、下記要領により質問を送信すること。

- (1) 質問の受付期間
令和7年11月5日（水） 午後4時まで
- (2) 質問書の提出方法

下記に示したURL又は右記QRコードを参照し、Google Formsに必要な事項と質問を入力して送信すること。受付期限（時刻）を過ぎた質問には回答しないので注意すること。

なお、電話、FAX、メール等による質問は受け付けない。

URL <https://forms.gle/HrRGzJPDqANwBV5p8>



(3) 質問への回答

令和7年11月6日（木） 午後5時までに本校ホームページにて回答する。

ホームページURL <https://kawaguchicity-hs.ed.jp>

7 プロポーザル参加表明書及び実績報告書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、「プロポーザル参加表明書（様式1）」により下記期限までに届け出ること。その際、本業務に類似する業務（学校教育旅行等）に関する過去3カ年以内の実績を記載した「実績報告書（様式2）」を貼付すること。

なお、提出は持参または郵送とし、FAX及びメール等による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式1） 1部

イ 実績報告書（様式2） 1部

(2) 提出期限 令和7年11月10日（月） 午後4時00分まで（必着）

(3) 提出場所 〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-1-40

川口市立高等学校 副校長（武邊） TEL：048-483-5917

8 企画提案書及び見積書等の提出

参加者は、下記の提出要領に基づき、次の書類等を提出すること。なお、提案は1者当たり2案以内とする。但し、2案を提案する場合は各案の序列を明確にすること。

なお、訪問施設や宿泊施設及び旅行費用等の概要のほとんどが同一で、日程のみが異なる案を複数提出する場合は、これらを1案として見なすことができるものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（A4版カラー印刷（表紙含む）、簡易仮綴じとする。）

別紙「川口市立高等学校 令和8年度入学生徒の修学旅行仕様書」に基づき、下記①から⑥の内容を踏まえた企画提案書を作成すること。

※内容（企画提案書の構成（例）（任意様式可））

①提案の目的及び趣旨

②提案の全体イメージ

③執行体制

④サポートする業務内容及び安心・安全に対する対策（感染症対策を含む）

⑤提案の特徴、アピールする点

⑥旅行実施に至るまでのスケジュール

イ 見積書

令和8年度入学生徒の修学旅行の実施に要する費用など、上記8(1) アの企画提案内容及び別紙仕様書記載事項の実現を踏まえた見積書（消費税を含む）を作成すること。

※見積書は、各項目別の経費（単価、数量等を含む）、生徒一人当たりの費用及び総額（うち消費税相当額）、引率教員一人当たりの費用及び総額（うち消費税相当額）が分かるように表示すること。（旅行業者所定の様式にて可）

※経費のうち、見積書の項目に含めて記載することが困難な項目に関する経費については、備考欄等を活用するなどして、1人当たりの単価及び総額を明示すること。（旅行業者所定の様式にて可、別紙とすることも可）

(2) 提出期限

令和7年11月19日（水） 午後4時00分まで（必着）

※提出に際しては持参又は郵送とする。

(3) 提出部数

ア 企画提案書 20部

イ 見積書 1部（※企画提案書に含む場合を除く）

9 落札候補者の選定及び決定

事前に提出された書類をもとに下記のとおりプロポーザル（企画提案型のコンペ）を実施する。プロポーザル実施後に業者選定委員会を開催し、次の項目等により総合的に評価して落札候補者を選定する。

(1) プロポーザル

ア 実施期日

令和7年12月3日（水） 午後1時30分から

※各参加者のプレゼンテーション時刻は別途個別に通知する。

イ 実施場所

本校ヘリテイジルーム

ウ 1者あたりのプレゼンテーション時間

①プレゼンテーション 15分間（※複数案提案の場合も変更しない）

②質疑応答 10分間

エ その他

①ICT機器の活用を希望する場合は事前に問い合わせること。

②プレゼンテーション開始予定時刻の10分前には来校し、控室にて待機すること。

(2) 候補者選定のポイント

ア 企画に関する評点

①企画のコンセプト

- ・修学旅行に対する基本的な考え方
- ・本校の修学旅行の目的との整合性

②企画の内容

- ・企画全般を実行する上での確実性、利便性

- ・企画の執行体制及びスケジュール
- ・体験学習の内容と料金体系の整合性及び明確性（選択しやすさを含む）
- ・企画の独自性、付加価値、サービスの提供内容

③安全及び安心の保証

- ・旅行全般の危機管理及び安全管理体制
- ・トラブルや想定外の事案への対応
- ・アレルギーや食事制限など個別課題に対する対応
- ・体調不良や怪我、疾病等への対応
- ・感染症への感染防止対策及び感染者確認後の対応策
- ・保険の加入条件及び補償内容

イ 価格に関する評点

①価格性

- ・企画内容に対する価格設定の整合性
- ・保護者の負担軽減に対する配慮

(3) 落札候補者選定結果の通知

令和7年12月4日（木）までに落札候補者（1者）を決定し、参加者に対して電話により結果を通知する。選定結果通知書については、令和7年12月5日（金）までに簡易書留にて所属長あてに発送（投函）する。

10 業務委託契約の締結

落札候補者と契約条件を協議・確認のうえ、業務委託契約を締結する。

11 その他

- (1) 企画及び提案に係る一切の費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各提案書については、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出された提案書の内容は、「川口市情報公開条例」及び「埼玉県情報公開条例」に基づき情報公開の対象とする。
- (4) 個人情報の取扱いについて

事業全般の実施及び契約に係る事務処理等を行うための個人情報の取扱いについては、「個人情報保護法」を厳守し、職務上知り得た本校関係者に関する個人情報の漏洩及び目的外使用を防止すること。また、事業終了後は、速やかに本校関係者に関する個人情報を削除・破棄すること。

12 書類の提出先及び問合せ先

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-1-40

川口市立高等学校 副校長（武邊） TEL：048-483-5917